

○三田市総合文化センター条例

平成17年9月26日

条例第22号

改正 平成19年3月27日条例第7号

平成22年6月25日条例第20号

平成22年6月25日条例第27号

平成24年3月26日条例第9号

(設置)

第1条 市民の芸術文化活動の振興及び市民相互の交流を図るとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供し、もって市民だれもが文化に親しみ、魅力ある三田の文化を創造するため、三田市総合文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文化センターの位置は、次のとおりとする。

位置 三田市天神一丁目3番1号

(事業)

第3条 文化センターは、第1条の設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 芸術文化活動のための施設の提供に関すること。
- (2) 芸術文化活動に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 芸術文化活動の奨励及び育成に関すること。
- (4) 文化振興事業の企画及び実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

第4条から第6条まで 削除

(平22条例27)

(開館時間)

第7条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平22条例27・一部改正)

(休館日)

第8条 文化センターの休館日は、毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日」という。)に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日)とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(平22条例27・一部改正)

(使用期間)

第9条 文化センターの施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)(別表第1に規定するものに限る。)は、同表に規定する期間を超えて使用することはできない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平22条例27・一部改正)

(使用の許可)

第10条 文化センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(平22条例27・一部改正)

(使用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力的不法行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 公益に反すると認められるとき。
- (5) 三田市暴力団排除条例(平成24年三田市条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)を利することとなると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理運営上支障があると認められるとき。  
(平22条例27・平24条例9・一部改正)

(使用料)

第12条 第10条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(平22条例27・一部改正)

第13条 削除

(平22条例27)

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平22条例27・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長が指示した事項に違反したとき。

(2) 使用者が詐欺その他不正の行為によって使用の許可を受けたとき。

(3) 使用者が使用の許可条件に違反したとき。

(4) 災害その他緊急のやむを得ない理由があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理運営上支障があると認めるとき。

2 市は、使用者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(平22条例27・一部改正)

(誓約書の徴取等)

第15条の2 市長は、第10条第1項の規定により許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、暴力団排除条例第7条第2項の規定に基づき、同項において準用する第6条第2項各号に規定する誓約書を徴取すること及び当該許可に係る文化センターの使用が暴力団を利することとなるか否かについて所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(平24条例9・追加)

(禁止行為)

第16条 何人も文化センター内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。

(2) 騒音又は大声を發し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙すること。

(4) 所定の場所以外の場所にごみ、空缶その他汚物を捨てること。

(5) 所定の場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

(6) 立入禁止区域に市長の許可なく立ち入ること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理運営上支障がある行為

(平22条例27・一部改正)

(立入り等)

第17条 市長は、文化センターの管理運営上必要があると認めるときは、使用を許可した施設等に立ち入り、使用者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

(平22条例27・一部改正)

(特別の設備の設置に係る許可)

第18条 使用者が特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平22条例27・一部改正)

(物品販売等の許可)

第19条 使用者が文化センターにおいて次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(平22条例27・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第20条 使用者は、使用する権利を他人に譲渡し、転貸し、又は使用の目的を許可なく変更することはできない。

(平22条例27・一部改正)

(使用者の義務)

第21条 使用者は、市長が指示した事項を守り、常に善良な使用者としての注意を怠ってはならない。

2 使用者は、施設等の使用を終えたとき又は第15条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に復さなければならない。

(平22条例27・一部改正)

(損害賠償義務)

第22条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、施設等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(平22条例27・一部改正)

(指定管理者による管理)

第22条の2 文化センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 文化センターの利用の許可に関する業務

(2) 文化センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 文化センターの施設等の維持管理に関する業務

(4) 第3条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第7条から第12条まで、第14条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある(第22条を除く。)のは「指定管理者」と、「使用」とあるのは「利用」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第8条中「休館日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て休館日を変更し」と、第9条中「これを変更する」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更する」と、第14条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て規則」と、第15条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第15条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」と、別表第2 1 各施設の基本使用料の部備考第3項及び同表2 附属施設の基本使用料の部備考第2項中「特に」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て特に」とする。

(平22条例27・追加、平24条例9・一部改正)

(利用料金)

第22条の3 前条第1項の規定により文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(平22条例27・追加)

(指定管理者の行為)

第22条の4 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、文化センターの建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(平22条例27・追加)

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第3号で平成19年7月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定及び事前の利用の手続並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

付 則(平成19年条例第7号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市総合文化センター条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可申請に係る利用料金について適用し、同日前の利用許可申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

付 則(平成22年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表第1(第9条関係)

(平22条例27・一部改正)

施設名	使用期間
大・小ホール	10日
楽屋事務室	10日
楽屋	10日
リハーサル室	10日
練習室	6日
録音室	6日
会議室	6日
展示室	10日
和室	6日
ワーキングブース	6日
託児室	6日

備考 「使用期間」とは、同一人物が同一目的で文化センターの施設を連続して使用することができる最長期間をいう。

別表第2(第12条関係)

(平19条例7・平22条例20・平22条例27・一部改正)

- 1 各施設の基本使用料

(単位：円)

施設名及び使用区分	使用時間帯	9時から12時	13時から17時	18時から22時	9時から17時	13時から22時	9時から22時	
		時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	時まで	
大ホール	ホール	平日	33,300	44,400	44,400	88,800	99,900	144,300
		土曜日	41,400	55,200	55,200	110,400	124,200	179,400
		日曜日						
		祝日						
	楽屋事務室		300	400	400	800	900	1,300
	楽屋大		900	1,200	1,200	2,400	2,700	3,900
	楽屋中(1)		600	800	800	1,600	1,800	2,600
	楽屋中(2)		600	800	800	1,600	1,800	2,600
楽屋小(1)		600	800	800	1,600	1,800	2,600	
楽屋小(2)		600	800	800	1,600	1,800	2,600	

小ホール	ホール	平日	13,500	18,000	18,000	36,000	40,500	58,500
		土曜日	16,800	22,400	22,400	44,800	50,400	72,800
		日曜日						
		祝日						
	楽屋事務室	300	400	400	800	900	1,300	
	楽屋中(1)	600	800	800	1,600	1,800	2,600	
	楽屋中(2)	600	800	800	1,600	1,800	2,600	
	楽屋小(1)	300	400	400	800	900	1,300	
	楽屋小(2)	300	400	400	800	900	1,300	

備考

- 「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいう。
- 使用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者の場合の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の150を乗じて得た額を基本使用料とする。
- 使用者が入場料又はこれに類するもの(営利を目的としたものを除く。以下「入場料等」という。)を徴収するとき(当該入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,500円を超える場合に限る。)の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 使用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 使用者が使用時間を延長する場合は、1時間を限度とし、当該延長が30分以上となる場合の使用料の額は、基本使用料に係る1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。
- 開館時間以外に使用する場合の使用料の額は、1時間につき、基本使用料に係る1時間当たりの額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 使用者が大ホール又は小ホールの舞台のみを使用する場合の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。
- 使用者が上表の各施設の空調設備を使用するときは、基本使用料の額に100分の20を乗じて得た額を、空調維持費として加算して徴収する。
- 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 附属施設の基本使用料

(単位：円)

施設名及び使用区分		使用時間帯	9時から22時までの間の1時間ごと。ただし、毎正時で区切る。	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
諸室	リハーサル室		1,100	8,800	9,900	14,300
	録音室		100	800	900	1,300
	練習室中		300	2,400	2,700	3,900
	練習室小(1)		200	1,600	1,800	2,600
	練習室小(2)		200	1,600	1,800	2,600
	大会議室		600	4,800	5,400	7,800
	中会議室		300	2,400	2,700	3,900
	小会議室		200	1,600	1,800	2,600
	展示室		1,100	8,800	9,900	14,300
	和室(1)		400	3,200	3,600	5,200
	和室(2)		400	3,200	3,600	5,200
	ワーキングブース		300	2,400	2,700	3,900
	託児室		100	800	900	1,300

備考

- 使用者が本市以外(伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町を除く。)の区域内に住所を有する者の場合の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の150を乗じて得た額を基本使用料とする。

- 2 使用者が入場料等を徴収するとき(当該入場料等の入場者1人当たりの徴収額の最高額が1,500円を超える場合に限る。)の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。
  - 3 使用者が商業に係る宣伝、営業又はこれらに類する目的で使用する場合の使用料の限度額は、基本使用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。
  - 4 使用者が使用時間を延長する場合は、1時間を限度とし、当該延長が30分以上となる場合の使用料の額は、基本使用料に係る1時間当たりの額に100分の130を乗じて得た額とする。
  - 5 開館時間以外に使用する場合の使用料の額は、1時間につき、基本使用料に係る1時間当たりの額に100分の200を乗じて得た額とする。
  - 6 使用者が上表の各施設の空調設備を使用するときは、基本使用料の額に100分の20を乗じて得た額を、空調維持費として加算して徴収する。
  - 7 使用時間には、準備及び後片付けの時間を含む。
  - 8 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 駐車場の使用料

(単位：円)

時間	1台当たりの使用料
30分まで	無料
30分を超え4時間まで	100円
4時間を超え4時間を増すごとに	100円
23時から翌朝の8時まで	2,000円

備考 駐車場の使用時間は、8時から23時までとする。

- 4 附属設備の使用料  
種別又は品名ごとに市長が別に定める額